

可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年 3月28日

規則第25号

改正 平成17年 9月16日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請をすることができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 管理に係る経費に関する事項
- (6) 管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的な内容
- (8) 使用料又は利用料金に関する事項
- (9) 指定管理者に管理を行わせようとする期間
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 条例第2条ただし書に規定する特別な事情とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことが望ましいと認められるとき。
- (3) 市が出資している法人、公共団体又は公共的団体の設立の経緯や目的等から判断し、当該施設の管理運営を行わせることが望ましいと認められるとき。
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備した公の施設について、同条第5項に規定する選定事業者に、当該施設の管理を行わせようとするとき。
- (5) 条例第10条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務を行うことが困難となったとき。

(指定の申請)

第3条 条例第4条の規定による指定管理者の指定の申請は、公の施設の指定管理者指定申請書(別記様式第1号)により行うものとする。

2 条例第4条第3号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (4) 団体の概要を記載した書類

(5) その他市長が必要と認めるもの

(指定の通知)

第4条 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定の通知は、公の施設の指定管理者指定通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

(協定の締結)

第5条 条例第7条第2項に規定する協定で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 施設の管理に関する事項

(2) 使用料又は利用料金に関する事項

(3) 指定の期間に関する事項

(4) 管理に係る経費に関する事項

(5) 事業報告及び業務報告に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書)

第6条 条例第8条に規定する事業報告書は、公の施設の指定管理業務事業報告書(別記様式第3号)によるものとする。

2 条例第8条第4号の市長が別に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由

(2) 事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由

(3) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等の通知)

第7条 市長は、条例第10条第1項に規定する取り消し、又は業務停止を命じるときは、指定管理者指定取消し(業務停止)命令書(別記様式第4号)により当該指定管理者に通知しなければならない。

(教育委員会の公の施設への適用)

第8条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、この規則の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第66号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にある通知書その他の書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。

別記様式第1号(第3条関係)

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

可児市長 様

申請者 所在地

法人又は団体名

代表者氏名

連絡先



可児市の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、可児市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定により次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の概要

2 添付書類

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書
- (2) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第4条関係)

公の施設の指定管理者指定通知書

年 月 日

法人又は団体の所在地
法人又は団体名
法人又は団体の代表者氏名 様

可児市長 

年 月 日付けで申請のあった、下記の公の施設の指定管理者を次のとおり決定したので、可児市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第2項の規定により通知します。

- 1 指定する公の施設の名称
- 2 指定管理者となる法人又は団体の名称
- 3 指定の期間
- 4 指定の条件
 - (1) 事業計画書等の変更をするときは、市長の承認を得ること。
 - (2) 管理を継続することができなくなったときは、速やかに市長に申し出ること。
 - (3) 法令に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき、若しくは管理を継続することができないと認められるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

様式第3号(第6条関係)

公の施設の指定管理業務事業報告書

年 月 日

可児市長 様

指定管理者 所在地
名 称
代表者氏名



可児市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条の規定により、次のとおり指定管理業務報告書を提出します。

- 1 事業年度
- 2 指定管理の期間
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 使用料又は利用に係る料金の収入状況
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
- 7 事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由
- 8 その他市長が必要と認める事項

様式第4号(第7条関係)

指定管理者指定取消し(業務停止)命令書

年 月 日

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名 様

可児市長



可児市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり指定の取消し(管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止)を命ずる。

- 1 公の施設の名称
- 2 処分の内容
指定の取消し・管理業務の全部の停止・管理業務の一部の停止
- 3 処分の命令日
年 月 日
- 4 管理業務の停止の場合の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 管理業務の一部停止の場合の業務範囲
- 6 処分の理由

(教示事項)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、可児市長に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴えをすることは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、可児市を被告として(訴訟において可児市を代表する者は可児市長となります。)、提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)